

別表（第4条関係）

	法令で定める書類	チェック	根拠法令
1	（新築の場合） 縮尺、方位、賃貸住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図		省令第32条 第2項第4号
2	（既存の場合） 賃貸住宅の規模及び設備の概要を示した間取り図（加齢対応構造等を表示したもの）		省令第32条 第2項第4号
3	賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括受領しないことを誓約する書面（誓約書）		省令第32条 第2項
4	（家賃の一部又は全部を受領する場合） 金銭信託契約書の写しなど必要な保全措置が講じられていることを証する書類		法第54条第 6号

	その他知事が必要と認める書類	チェック
1	加齢対応構造等チェックリスト	
2	終身建物賃貸借契約書	
3	修繕計画書	
4	確認済証	
5	開発許可証	
6	（土地又は建物を賃借する場合） 賃貸借契約書の写し	